

## 医師職の定年年齢に関する考え方について

### ○報告趣旨

野洲市職員の定年等に関する条例については、市職員の定年を定めるための条例であるが、現在医師職の定年年齢の定めはない。野洲市民病院の幹部・医師の登用については、平成 30 年 3 月 23 日の全員協議会で示したとおりであるが、医師の定年は 65 歳、病院長の定年は 75 歳としており、この方針に基づき改正条例を 8 月議会で提案しようとするものであるため、報告する。

### ○提案予定の条例名

野洲市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

### ○関連例規

—

### ○概要

第 3 条ただし書の全部改正により、医師 65 歳（病院長 75 歳）を規定し、用務員及び調理員 63 歳を削除する。

### ○施行日

平成 31 年 4 月 1 日

### ○資料

- ・野洲市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）
- ・野洲市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）
- ・野洲市民病院の幹部・医師の登用に係る考え方（平成 30 年 3 月 23 日市議会全員協議会）

野洲市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

野洲市職員の定年等に関する条例（平成16年野洲市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中「満60年」を「60年」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、野洲市病院事業において医療業務に従事する医師については、年齢65年（病院長の職にある者については、年齢75年）とする。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

野洲市職員の定年等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条・第2条 【略】                      (定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢満60年とする。<u>ただし、用務員、及び調理員については、年齢満63年とする。</u></p> <p>第4条以下 【略】</p>	<p>第1条・第2条 【略】                      (定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢60年とする。<u>ただし、野洲市病院事業において医療業務に従事する医師については、年齢65年（病院長の職にある者については、年齢75年）とする。</u></p> <p>第4条以下 【略】</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>

## 野洲市民病院の幹部・医師の登用に係る考え方

平成 30 年 3 月 23 日

野 洲 市

- 一． 病院長の選任は、これまでの新病院計画に係る経緯を尊重して、滋賀医科大学に依頼して調整する。
- 二． 病院長の内定後、市は、当該病院長内定者を「病院事業顧問」に嘱託し、野洲病院の協力を以って医師確保の取組を積極的に行う。
- 三． 医師確保は、原則として大学の医局人事を基本とし、病院独自による個別の登用及び昇任等については、関係大学と調整して実施する。
- 四． 病院事業管理者（及び地方独立行政法人移行後の理事長）については、原則病院長とする。
- 五． 病院事業実施初期においては、病院長を補佐するために副病院長職の複数化等充実を図る。副病院長は、病院長同意の上で選任する。
- 六． 医師の定年は満 65 歳、病院長の定年は満 75 歳とする。
- 七． 看護部長には、勤務の経験・実績を基準に、病院長同意の上で選任する。
- 八． 事務部長は、医療経営や医師確保対策等を熟知した者である必要があることから、医療機関におけるこれまでの勤務の経験・実績を基準に、病院長同意の上で選任する。